平成２２年（フ）第６２１号
さいたま市大宮区堀の内町１丁目606番地
グランドシティＥ―415
債務者　松尾　郁代
1　決定年月日時　平成22年６月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月５日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２２年（フ）第６２３号
埼玉県北本市東間７丁目115番地１　パシフィック東間８―202
債務者　中村　　優
1　決定年月日時　平成22年６月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月５日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２２年（フ）第６８１号
埼玉県戸田市氷川町１丁目８番14号　アーク・アムール六番館102号室、旧住所埼玉県戸田市氷川町２丁目11番11号
債務者　高橋　弘美
1　決定年月日時　平成22年６月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月５日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２２年（フ）第７１２号
茨城県古河市新久田293番地１、旧住所埼玉県川口市中青木２丁目２番３―507号
債務者　鈴木　良一
1　決定年月日時　平成22年６月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月５日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２２年（フ）第７２５号
埼玉県戸田市美女木１丁目17番地の４　レオパレス21ワンルームハイツⅡ―105号室
債務者　佐藤　健一
1　決定年月日時　平成22年６月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月５日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２２年（フ）第７５３号
埼玉県上尾市大字小敷谷845番地１　西上尾第一団地１―14―301
債務者　小松本百合子
1　決定年月日時　平成22年６月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月５日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２２年（フ）第２０号
三重県北牟婁郡紀北町海山区白浦82番地２、前住所兵庫県神戸市垂水区美山台１丁目３番12号　美山台ハイツ202号
債務者　藤井　芳孝
1　決定年月日時　平成22年６月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月５日まで
津地方裁判所熊野支部

平成２２年（フ）第９９号
山口県美祢市大嶺町西分1591番地１
債務者　藤本小夜子
1　決定年月日時　平成22年６月15日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月５日まで
山口地方裁判所宇部支部

平成２２年（フ）第３０号
岩手県久慈市山形町日野沢第11地割２番地
債務者　坂下　羊一
1　決定年月日時　平成22年６月15日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月３日まで
5　免責審尋期日　平成22年８月10日午前11時40分
盛岡地方裁判所二戸支部

平成２２年（フ）第４０号
岩手県久慈市天神堂第36地割67番地３　菅原アパート６号
債務者　山岸　成久
1　決定年月日時　平成22年６月15日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月３日まで
5　免責審尋期日　平成22年８月10日午前11時50分
盛岡地方裁判所二戸支部

平成２２年（フ）第３３５３号
大阪府枚方市茄子作２丁目14番１号
債務者　山田　大介
1　決定年月日時　平成22年６月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月６日まで
5　免責審尋期日　平成22年８月27日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第３９８４号
大阪府豊中市豊南町西４丁目23番１号
債務者　日野原章雅
1　決定年月日時　平成22年６月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月６日まで
5　免責審尋期日　平成22年８月27日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第１０００７号
埼玉県春日部市備後西４丁目５―23―301
債務者　小岩井ミトスこと　コイワイ　ミトス　ソギロン
1　決定年月日時　平成22年６月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月10日まで
5　免責審尋期日　平成22年８月10日午前11時
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１００５０号
東京都板橋区成増１丁目７―４―409
債務者　海中　謙一
1　決定年月日時　平成22年６月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月10日まで
5　免責審尋期日　平成22年８月10日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

破産手続終結及び免責許可決定

平成２０年（フ）第１７７号
北海道苫小牧市豊川町３丁目14番８号、開始決定時の住所北海道苫小牧市豊川町３丁目12番10号
破産者　北村　昌美
1　決定年月日　平成22年６月14日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所苫小牧支部

平成２１年（フ）第１９６号
埼玉県北足立郡伊奈町寿１丁目32番地　スリーゼ202
破産者　高橋　真二
1　決定年月日　平成22年６月14日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係